

STOP THE 暴力

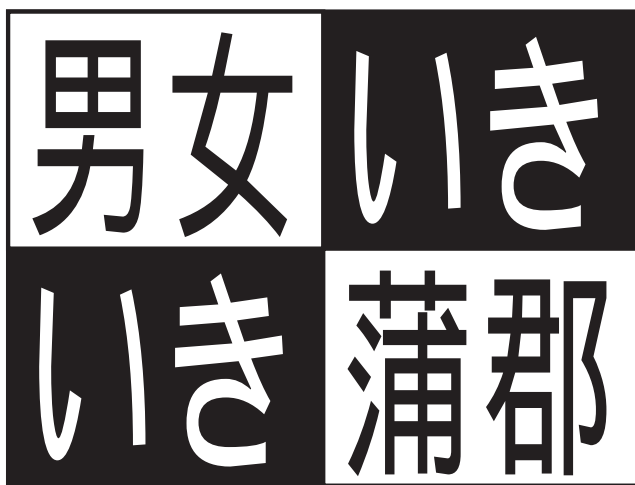
暴力は犯罪です



すべての男女が自立した対等なパートナーとして、

個性と能力を發揮しながら、いきいき暮らす

「男女共同参画社会」の実現を目指して



企画調整課 66 1162
E-mail kikaku@city.gamagori.lg.jp

暴力は、身体を傷つけるばかりではなく、暴力を振るう側受ける側双方の心に、深い傷を与えます。また、配偶者や恋人などからの暴力が、女性の生き方を阻むこともあります。平成13年4月に制定された「配偶者暴力（DV）防止法」が、平成16年12月に改正されました。今回は、主な改正内容をお知らせします。

暴力は許さない！

たとえパートナーからであっても、暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力は人権侵害であり犯罪です。こうした犯罪による被害者の大半は女性で、約5人に1人が配偶者などから暴力を受けています。（「配偶者等からの暴力に関する調査」平成15年4月内閣府調査結果より）

改正「配偶者暴力防止法」

「配偶者暴力（DV）防止法」の主な改正内容は次のとおりです。

「配偶者」と「暴力」の定義の拡大

配偶者には、婚姻届を出していない事実婚も含まれます。離婚後も引き続き暴力を受ける場合は、元配偶者も含まれます。

これまでのDV防止法では、暴力は身体に対する暴力のみが対象でした。改正後は、精神的・性的暴力も対象としています。保護命令に関する規定などについては、身体に対する暴力のみを対象としています。